

浜松市告示第 1 2 6 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和 8 年 3 月 3 日から 2 週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 3 日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
領家 5 号線	浜松市中央区領家二丁目 330 番 3 地内	令和 8 年 3 月 3 日	拡 区 幅 間
領家 7 号線	浜松市中央区領家二丁目 330 番 3 地内	令和 8 年 3 月 3 日	拡 区 幅 間

浜松市告示第 1 2 6 号の2

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和 8 年 3 月 3 日から 2 週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 3 日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
飯田 9 号線	浜松市中央区飯田町 1568 番 4	令和 8 年 3 月 3 日	拡 区 幅 間
飯田 10 号線	浜松市中央区飯田町 1568 番 6	令和 8 年 3 月 3 日	拡 区 幅 間